

バンカー条約と92CLCの比較

	92CLC	バンカー条約
対象船舶	撒積みの油を貨物として輸送するために建造又は改造された船舶。現に油を貨物として輸送している場合のほか、前航海の残留物をタンク内に残して航行している場合も含む。	海上用船舶及び海上用舟艇
対象油	原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油等の持続性炭化水素鉱物油	燃料油
適用水域	締約国の領域及び排他的経済水域(200海里)内	締約国の領域及び排他的経済水域(200海里)内
責任主体	登録船主又は所有者	船舶所有者(登録船主を含む)、裸傭船者、船舶賃借人、管理人、運航者
責任原則	厳格責任(無過失責任)	厳格責任(無過失責任)
船主の責任限度額	5,000総トン以下のタンカーは一律300万SDR。5,000総トン以上のタンカーはそれを越えた1トンにつき420SDRを加算。最高 5,970万SDR。	1976年海事債権条約(LLMC)及び各締約国の国内法等適用される船主責任法規の規定に基づく。
責任制限阻却事由	故意又はこれに準ずる無謀な行為	LLMC及び国内法の規定に基づく。(故意または無謀な行為)
強制保険付保義務	2,000トンを超える油を輸送する船舶	1,000総トンを超える船舶(但し領海のみを航行する船舶は除外可)
付保義務者	登録船主又は所有者	登録船主
保険者への直接請求	可	可
汚染損害	油汚染による損失又は損害。清掃費用、汚染の防止・軽減費用を含む。但し、環境破壊による利益の喪失以外の補償は実際に執られたか、又は執られるべき合理的回復措置費用に限定。	燃料油による損失又は損害。清掃費用、汚染の防止・軽減費用を含む。但し、環境破壊による利益の喪失以外の補償は実際に執られたか、又は執られるべき合理的回復措置費用に限定。